

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（くちぞこ刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）7 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数 | 許可又は起業の認可 をすべき船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
|----------|-----------|---|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------|--|
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海。ただし、火共第 2 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。 | 3 月 15 日から 8 月 31 日まで | 定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数) | 15 隻 | 1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海。ただし、火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先（別記 1）以外の共同漁業権漁場を除く。 | 3 月 15 日から 8 月 31 日まで | 定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数) | 10 隻 | 1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海。ただし、火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先（別記 2）及び火共 5 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。 | 3 月 15 日から 8 月 31 日まで | 定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数) | 3 隻 | 1 葦北郡津奈木町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

| 漁業名称 | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数 | 許可又は起業の認可 をすべき船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
|--------------|---------------|--|--------------------|---|-----------------------|--|
| 固定式刺し 網漁業 | くちぞこ刺 し網漁業 | 不知火海。ただし、火 共第4号、同第5号及 び同第7号共同漁業 権漁場以外の共同漁 業権漁場を除く。 | 3月15日から 8月31日まで | 定めなし (許可後は、許可証に 記載された総トン数及 び馬力数) | 4隻 | 1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し 網漁業 | くちぞこ刺 し網漁業 | 火共第4号、同第5 号及び同第7号共同 漁業権漁場内 | 3月15日から 8月31日まで | 定めなし (許可後は、許可証に 記載された総トン数及 び馬力数) | 4隻 | 1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年(2022年)8月3日から令和4年(2022年)8月16日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)9月1日から令和7年(2025年)8月31日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。
 - ウ 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。
 - エ 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

別記 1

火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先

甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から 2,727メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

別記 2

火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、丁を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 甲 芦北町松ヶ鼻（芦北町と津奈木町との境界より東へ 130 メートル）
- 乙 芦北町木島南端
- 丙 津奈木町沖の島西端
- 丁 津奈木町犬瀬崎北西端
- 戊 水俣市西湯の児岬突端

- イ 芦北町と津奈木町との境界福浦川尻中央点
- ロ 甲から真方位 351 度 20 分、354 メートルのところ
- ハ 甲から真方位 351 度 20 分、1,590 メートルのところ
- ニ 乙から真方位 180 度、181 メートルのところ
- ホ 丙から真方位 0 度、181 メートルのところ
- へ 丙から真方位 330 度、200 メートルのところ
- ト 丙と白神瀬頂点を見通した線から丙を基点として右へ 235 度 6 分、545 メートルのところ
- チ 丁と戊を見通した線から丁を基点として右へ 72 度 47 分 2,090 メートルのところ
- リ 丁から戊を見通した線上、丁から 800 メートルのところ